平成２２年（フ）第７７５４号
大阪市城東区成育１丁目８番23号　Ｆｌｏｗｅｒｓ一花702
債務者　佐藤　玲美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第１３８号
東京都練馬区練馬春日町２丁目30番23号　株式会社森タイル内、住民票上の住所北海道北見市緑ケ丘６丁目11番10号
債務者　花井　　忠
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成１９年（フ）第１３９号
東京都練馬区練馬春日町２丁目30番23号　株式会社森タイル内、住民票上の住所北海道北見市緑ケ丘６丁目11番10号
債務者　花井みち子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
北海道北見市北進町１丁目10番３―43号
債務者　阿部　佳輔
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
北海道北見市常盤町１丁目５番12号　吉田マンション７号
債務者　佐々木　達
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
山形県酒田市みずほ２丁目３番地の５　亀松ハイツⅡＢ201号、前住所山形県酒田市観音寺字町73番地
債務者　阿曽　友和
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１５２２号
さいたま市大宮区上小町1295番地３　102
債務者　佐々木文子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２３号
さいたま市大宮区上小町1295番地３　102
債務者　佐々木洋光
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２４号
さいたま市大宮区上小町1295番地３　ゆざわマンション102
債務者　佐々木保行
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１７号
埼玉県川口市並木３丁目34番４―407号　ライオンズマンション並木北公園
債務者　金子裕美こと　金　　裕美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６４号
埼玉県川口市上青木４丁目２番19号
債務者　芳賀　まき
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７１９号
埼玉県坂戸市末広町12番地２―406
債務者　黒川　明男
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７３５号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷137番地１　鶴ヶ島ガーデンハイツＢ―101号
債務者　小澤　博海
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７５８号
埼玉県坂戸市日の出町16番51―308号　アンビシャスプラザ坂戸、前住所埼玉県日高市大字上鹿山715番地28
債務者　尾﨑　一美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７６０号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地15―306
債務者　佐藤　君夫
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７７０号
埼玉県川越市大字藤間60番地１　ＳＳＳ川越第２寮
債務者　川渕　康浩
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７８１号
埼玉県川越市東田町12番地27キャッスルマンション川越Ｂ―404号室、前住所埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地２―203
債務者　芝　　順子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部